

1章

景観計画区域

1. 景観計画区域

本計画の対象区域(景観計画区域)は福岡市全域とします。

2. 景観形成の構成

景観形成の構成として、福岡市全域に関する景観形成(階層1)、その上にゾーンごとの景観形成(階層2)、一番上に都市景観形成地区(階層3)の景観形成として基準を定めます。

(階層1)および(階層2)の区域や景観形成方針については、第1章及び第2章、(階層3)の都市景観形成地区については、第4章を参照してください。

そして

階層 3 都市景観形成地区の
景観形成方針

(都市景観形成地区の方針を優先)

地区別景観形成基準

次に

階層 2 ゾーンごとの
景観形成方針

ゾーン別基準

まず

階層 1 福岡市の
景観形成方針

共通基準

<都市景観形成地区>

地区の個性や特性に応じた
景観形成を目指します
(第4章参照)

<ゾーンごと>

地域の特性や上位計画にお
ける将来の都市構造などを基
としたゾーニングによるきめ
細かな景観形成を目指します

<福岡市全域>

魅力と心地よさが感じられる
都市景観の形成を目指します

